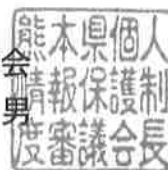


個審議答申第68号
平成29年3月24日

熊本県教育委員会 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成29年2月22日付け教政第1245号の2で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。
 - (1) 画像の閲覧について、管理責任者の「許可」を条件とすることを検討すること。
 - (2) 画像の閲覧記録簿の保存について、保管を行う者及び保存期間を明確にしたうえで、適切な運用を行うこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
松橋支援学校	松橋支援学校	防犯、施設安 全管理等	施設利用者、 不正侵入者 等	個人が識別でき る画像
松橋支援学校高等部氷 川分教室	松橋支援学校	防犯、施設安 全管理等	施設利用者、 不正侵入者 等	個人が識別でき る画像

個審議答申第69号
平成29年3月24日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成29年2月15日付け福総相第1282号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。
（1）画像の閲覧記録簿の保存について、保管を行う者及び保存期間を明確にしたうえで、適切な運用を行うこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
福祉総合相談所	福祉総合相談所	防犯、施設安 全管理等	施設利用者、 不正侵入者 等	個人が識別でき る画像

個審議答申第70号
平成29年3月24日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成29年2月17日付け療育セ第517号で諮問のあった防犯カメラ等により
個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規
定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適
当であると判断する。
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。
（1）画像の閲覧について、管理責任者の「許可」を条件とすることを検討する
こと。
（2）画像の閲覧記録簿の保存について、保管を行う者及び保存期間を明確にし
たうえで、適切な運用を行うこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、
周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 報の内容
こども総合療育センター	こども総合療育センター	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像

個審議答申第71号
平成29年3月24日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男

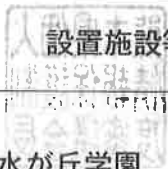


熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成29年2月20日付け清学第262号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。
（1）画像の閲覧記録簿の保存について、保管を行う者及び保存期間を明確にしたうえで、適切な運用を行うこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
 清水が丘学園	清水が丘学園	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像

個審議答申第72号
平成29年3月24日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成29年2月24日付けくブ推第332号で諮問のあった防犯カメラ等により
個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規
定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適
当であると判断する。
また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。
 - (1) 画像の閲覧について、管理責任者の「許可」を条件とすることを検討する
こと。
 - (2) 画像の閲覧記録簿の保存について、保管を行う者及び保存期間を明確にし
たうえで、適切な運用を行うこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、
周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

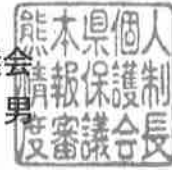
例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
くまモンスクエア	くまもとブランド推 進課	防犯、施設安 全管理等	施設利用者、 不正侵入者 等	個人が識別でき る画像

個審議答申第73号
平成29年3月24日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成29年3月2日付け県情文第562号で諮問のあった「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化」及び「ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務の類型事項化」について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 諮問のあった、「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務の類型事項化」及び「ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務の類型事項化」については、適当であると判断する。

また、上記判断を行うに当たり、審議会は、次のとおり意見を述べる。

(1) 条例第7条で、個人情報の収集について制限を設け、本人からの収集を原則としていることに鑑み、類型への該当の判断にあたっては、個々のカメラ及びドライブレコーダー毎に判断する等、厳格な運用を行うこと。

なお、あらかじめ本人から同意を得ることができる場合は、可能な限り、事前に同意を得ることを検討すること。

2 類型に該当するとして当審議会への諮問を行わなかった防犯カメラ及びドライブレコーダーについても、運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

【類型事項】

類型 番号	類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
B-12	<p>(防犯カメラ等)</p> <p>県有施設等において、防犯カメラ等による撮影により、来訪者その他不特定多数の者等の容姿、行動内容等の個人情報を収集するとき。なお、以下の要件を全て満たす場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯又は施設の安全管理を目的とするものであること ・個人情報の適切な取扱いを定めた管理要項を整備し、公表及び周知すること ・運用状況を審議会へ定期的に報告すること 	<p>本人以外から収集する理由又は必要性</p> <p>県有施設等における効果的な防犯及び安全管理のために、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>防犯カメラ等による撮影では、来訪者その他不特定多数の者が撮影対象となるなど、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>
B-13	<p>(ドライブレコーダー)</p> <p>公用車に設置したドライブレコーダーによる撮影により、不特定多数の者等の個人情報を収集するとき。なお、以下の要件を全て満たす場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故発生時における迅速かつ適切な処理又は交通事故の抑制を目的とするものであること ・個人情報の適切な取扱いを定めた管理要項を整備し、公表及び周知すること ・運用状況を審議会へ定期的に報告すること 	<p>交通事故発生時における迅速かつ適切な処理及び交通事故の抑制のために、公用車にドライブレコーダーを設置することが必要な場合がある。</p> <p>ドライブレコーダーによる撮影では、不特定多数の者が撮影対象となるなど、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>